

一般不妊治療助成制度について

WEB 1002093

一般不妊治療(体外受精・顕微授精などの生殖補助医療を除く不妊治療)を受けている方に対し、治療・検査に要した費用の一部を助成します。

●対象となる治療

- ・医療保険の適用される一般不妊治療(体外受精及び顕微授精などの生殖補助医療を除く)
- ・医療保険の適用される診断のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一環として行われる検査

●対象者

次の要件を全て満たす方

- ①治療期間及び申請日において、夫婦(事実婚関係にある方を含む)であって、夫もしくは妻のいずれか一方、または両方が市内に住所がある。
- ②医療保険各法に加入している。
- ③産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、または皮膚泌尿器科で一般不妊治療を受けている。

●助成額

1組に対し、一般不妊治療に要した本人負担額の2分の1以内(上限10万円)。ただし、1年度あたり5万円を超えることはできません。

※本人負担額には、文書料・食事療養費標準負担額・室料等の直接的な治療費でない費用は含みません。また高額療養費制度による給付や任意の給付(付加給付)が行われる場合等についても本人負担から差し引きます。

※1年度とは、3月から翌年2月までの1年間を指します。

●助成期間

最初の治療を受けた日の属する月から継続する2年間。

※1回の妊娠について継続している治療で、市内に住所を有した日以降の治療が対象となります。ただし、医師の判断に基づきやむを得ず治療を中断した場合は、当該中断月数について、助成期間を延長します。また、この制度を利用して、妊娠・出産され、さらに次のお子さんを希望され、一般不妊治療を受ける場合は、新たに2年間の助成が受けられます。

●申請時期

令和7年3月から令和8年2月までの診療分については、3月18日(水)までに申請してください。(医療機関が記載する証明書が申請期日に間に合わない場合は3月13日(金)までにご相談ください)

※市内在住期間中に行った一般不妊治療のみ適用します。また、転出される場合は、転出前に申請をお願いします。

※申請書、申請時に必要な書類に関しては市公式ウェブサイトをご確認ください。

問 甚目寺保健センター ☎443・0005 七宝保健センター ☎441・5665 美和保健センター ☎443・3838